

かしこい消費者

住宅火災で亡くなった人の約7割は「逃げ遅れ」が原因です。火災を早期に発見し、死者を減らすために、消防法によりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅については06年6月1日から、既存住宅については各市町村条例により、08年6月1日～11年6月1日の間で設置義務化の期日が決められました。

●住宅用火災警報器とは

火災のときに出る煙や熱を感じて、警報により火災を知らせるものです。

既存の住宅には、簡単取り付けの電池式（約10年間電池交換不要のものもあります）が便利です。

また、警報には音声式とブザー式があり、音声式は火災発生や電池切れを「言葉」で知らせます。各種の機能などを検討しましょう。

●取り付け場所

寝室、階段室上部に設置が必要ですが、台所にも設置をお勧めします。取り付けは天井面のほか、壁面も可能です。市町村によって設置場所が違います。

火災警報器を設置するとき



（国民生活センター発行
「くらしの豆知識」より）

で、お住まいの地域の消防本部または消防署に問い合わせてください。

●購入にあたっての注意点

ホームセンター、量販店、家電店などで販売されていますが、消防庁が定めた基準に適合していることを示す鑑定マーク（NSマーク）が付いている火災警報器を選びましょう。町内会での共同購入も便利です。

なお、消防署が一般の家庭を訪問して販売することはありません。悪質な業者の販売には十分に注意しましょう。

熊本県消費生活センター ☎354-4835 役場住民生活課住民係 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792 吉村静代 ☎286-5914 富田セツコ ☎286-6525

くらしの 地名漫歩

歴史の変遷と地名

317

矢嶋姉妹の周辺②

このように蘇峰は文久3年この家で生まれ、昭和8年には潮井宮に記念碑が建ち、森川家の敷地には「蘇峰生誕の家」の標石が建てられ、27年には蘇峰自身が生家として訪ねるなど、この家は内外ともにその認識でした。

昭和55年に森川家では老朽化したこの家を取り壊し、新しい家を建てる計画があることが話題に上がりました。これを聞き伝えた竹崎順子を校母とする大江女学校（現フェリス学園）から、校母の実家を記念館として移築したいとの希望の申し出があり、熊本の歴史・文化・文学各界の指導者「日本談義」の故荒木精之先生も生家移転・保存に賛同されました。

その後、移転話は二転三転し、結局川口町長の決断で益城町保存が決まりましたが、今度は保存技術について、荒木先生は「脆くなった古材木には樹脂を注入して強化して、そのまま移築するように、それでない文化財保存にならない」との主張です。しかしその特殊な技術者は簡単に見つからず時間も予算も掛かる



杉堂の森川家の前に建つ標石

ので、新しい材木で柱の寸法、梁の幅・厚みなどそのまま復元する条件で熊本文化界最高の権威者の了解を取りました。文化財担当であった筆者は何度もお会いしました。その後、杉堂の林建築の林氏に生家の実測と建築を依頼しました。今の記念館は当時の民家・農家の復元ですから、将来家の構造そのものが資料になるはずでした。

建築のめどは立ちましたが今度は場所です。最初は杉堂の公民館用地に杉堂の公民館兼用で建設を予定しましたが不調に終わり、関係者で協議の結果、津森小裏の旧矢嶋病院跡が最適と判断されました。

益城町文化財を訪ねる会

会長 松野國策